

(参考)個人住民税均等割における非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない制度

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{R3年度以降}} \times \boxed{\text{10万円}} + \boxed{\text{加算額}} \times \boxed{\text{21万円}}$$

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額
(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数
(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
(注4) 基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

〈例〉 級地区別の個人住民税均等割の非課税限度額について(給与所得者(独身)の場合)

1級地:東京23区、指定都市(16/20)など 収入金額 100万円から課税

2級地:県庁所在市、一部の市町など 収入金額 96.5万円から課税

3級地:一般市・町村など 収入金額 93.0万円から課税